第二十五条の二十二の二第二項第二号を次のように改める。

二　前項の租税の額は、外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地国又は本店所在地国以外の国若しくは地域において課される外国法人税の額（外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される外国法人税の額）とする。

第二十五条の二十二の二第二項第四号中「第三十九条の十七の二第二項第四号イ」を「第三十九条の十七の二第二項第五号イ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前号の外国法人税の額は、その本店所在地国の法令の規定により外国関係会社が納付したものとみなしてその本店所在地国の外国法人税の額から控除されるものを含むものとし、第三十九条の十七の二第二項第三号イ又はロに掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定めるものを含まないものとする。

第二十五条の二十二の三第一項中「第二十八項」を「第三十項」に改め、同条第二項中「第二十八項」を「第三十項」に、「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第八項第二号ロ中「第二十五条の十九の三第十一項第一号」を「第二十五条の十九の三第二十一項第一号」に改め、同号ハ中「第二十五条の十九の三第六項」を「第二十五条の十九の三第十六項」に、「同条第四項」を「同条第十四項」に改め、同条第二十八項中「第七号まで」を「第七号の二まで」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「第四十条の四第六項第十一号ル」を「第四十条の四第六項第十一号ル」を「第四十条の四第六項第十一号ヲ」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第四十条の四第六項第十一号ヲ」を「第四十条の四第六項第十一号ワ」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項を同条第二十七項とし、同条第二十四項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「ヌまで」を「ルまで」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十七項若しくは第十九項」を「第十九項若しくは第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第二十項及び第二十一項」を「第二十二項及び第二十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項の次に次の二項を加える。

15　法第四十条の四第六項第七号の二イに規定する政令で定める金額は、部分対象外国関係会社の当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した収入保険料（当該収入保険料のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した残額）及び再保険返戻金の合計額から当該事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額を控除した残額とする。

16　法第四十条の四第六項第七号の二ロに規定する政令で定める金額は、部分対象外国関係会社の当該事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した支払保険金の額の合計額から当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金の額の合計額を控除した残額とする。

第二十五条の二十五第五項第四号中「次条第十五項」を「次条第二十一項」に改め、同条第九項中「第二十五条の二十六第十四項」を「第二十五条の二十六第二十項」に改める。

第二十五条の二十六第十六項を同条第二十二項とし、同条第十三項から第十五項までを六項ずつ繰り下げ、同条第十二項中「第十項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項第二号中「額（」を「額（法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定（第三十九条の十五第六項に規定する企業集団等所得課税規定をいう。以下この号において同じ。）がある場合の当該法人所得税にあつては第三十九条の十五第二項第八号に規定する個別計算納付法人所得税額とし」に、「当該」を「当該」に、「額を」を「額（法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税にあつては、同項第十五号に規定する個別計算還付法人所得税額）を」に、「金額」を「金額とする。」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「第十三項」を「第十九項」に、「同条第三項」を「第二十五条の二十第三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「第二十五条の十九の三第十六項（」を「第二十五条の十九の三第二十六項（」に、「第二十五条の十九の三第十六項第二号」を「第二十五条の十九の三第二十六項第二号」に、「第十二項各号」を「第二十二項第一号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第二十五条の十九の三第十二項（」を「第二十五条の十九の三第二十二項（」に、「第十三項」を「第二十三項」に、「第二十五条の十九の三第十二項第一号」を「第二十二項第一号」に、「第二十五条の二十六第七項各号」を「第二十五条の二十六第十三項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項を同条第十三項とし、同条第六項を同条第十二項とし、同条第五項中「第二十五条の十九の三第一項」を「第二十五条の十九の三第六項」に改め、「（法第四十条の七第一項に規定する外国関係法人をいう。第七項及び第十項において同じ。）」を削り、「第二十五条の十九の三第二項」を「第二十五条の十九の三第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の五項を加える。

7　法第四十条の七第二項第三号ハ(1)に規定する政令で定める者は、第十三項第一号から第五号までの規定中「法第四十条の七第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人」とあり、並びに同項第六号中「同条第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人」とあり、及び同号イからハまでの規定中「法第四十条の七第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係法人」とあるのを「外国関係法人」と読み替えた場合における同条第二項第三号ハ(1)の外国関係法人に係る第十三項各号に掲げる者とする。

8　法第四十条の七第二項第三号ハ(1)に規定する政令で定める収入保険料は、外国関係法人に係る関連者（同号ハ(1)に規定する関連者をいう。以下この項及び第十項第一号において同じ。）以外の者から収入する収入保険料（当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。）とする。

9　法第四十条の七第二項第三号ハ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国関係法人の各事業年度の同号ハ(1)に規定する非関連者等収入保険料の合計額を当該各事業年度の収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。

10　法第四十条の七第二項第三号ハ(2)に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。

一　外国関係法人が各事業年度において当該外国関係法人に係る関連者以外の者に支払う再保険料の合計額

二　外国関係法人の各事業年度の関連者等収入保険料（法第四十条の七第二項第三号ハ(2)に規定する関連者等収入保険料をいう。次項において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合

11　法第四十条の七第二項第三号ハ(2)に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国関係法人の各事業年度の同号ハ(2)に規定する非関連者等支払再保険料合計額を当該各事業年度の関連者等収入保険料の合計額で除して計算した割合とする。

第二十五条の二十六第四項の次に次の一項を加える。

5　第二十五条の二十九の三第一項の規定は外国関係法人（法第四十条の七第一項に規定する外国関係法人をいう。以下この条において同じ。）に係る法第四十条の七第二項第三号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国法人について、第二十五条の十九の三第二項の規定は同号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係法人について、同条第三項の規定は同号イ(4)に規定する特殊関係株主等である居住者に係る他の外国関係法人で政令で定めるものについて、同条第四項の規定は同号イ(4)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係法人について、同条第五項の規定は同号イ(5)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係法人について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「第四十条の四第一項」とあるのは「第四十条の七第一項」と、同条第二項中「外国子会社（同号イ(3)に規定する外国子会社」とあるのは「外国子